経済 産業道

官 印 省 略 20220720保局第2号

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和4年8月1日

経済産業省大臣官房技術総括 · 保安審議官

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規) の一部を改正する規程

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)(2020 0715保局第1号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附則

この規程は、令和4年8月1日から施行する。

〇高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)(20200715 保局第1号) 新旧対照表

(改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で 改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。)

改 正 後	改 正 前
高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)	高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)
制定 20200715保局第1号 令和 2年 8月 6日	制定 20200715保局第1号 令和 2年 8月 6日
改正 20201014保局第1号 令和 2年10月30日	改正 20201014保局第1号 令和 2年10月30日
20201022保局第1号 令和 2年11月 9日	20201022保局第1号 令和 2年11月 9日
20210201保局第1号 令和 3年 2月22日	20210201保局第1号 令和 3年 2月22日
20210224保局第1号 令和 3年 3月 2日	20210224保局第1号 令和 3年 3月 2日
20210308保局第2号 令和 3年 3月29日	20210308保局第2号 令和 3年 3月29日
20210324保局第2号 令和 3年 3月30日	20210324保局第2号 令和 3年 3月30日
20210407保局第2号 令和 3年 4月23日	20210407保局第2号 令和 3年 4月23日
20210407保局第3号 令和 3年 5月18日	20210407保局第3号 令和 3年 5月18日
20211020保局第1号 令和 3年10月20日	20211020保局第1号 令和 3年10月20日
20220720保局第2号 令和 4年 8月 1日	
(9)容器保安規則の運用及び解釈について	(9) 容器保安規則の運用及び解釈について
第2条関係	第2条関係
(1)~(6) (略)	(1)~(6) (略)
(7)第11号の3中「医療用の圧縮酸素」とは、医療の用に供される圧縮酸素	[新設]
であって、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関す	
<u>る法律(昭和35年法律第145号)に規定する日本薬局方に定める酸素をい</u>	
<u>う。</u>	
(<u>8</u>) ~ (<u>15</u>) (略)	(<u>7</u>) ~ (<u>1 4</u>) (略)
第10条関係	第10条関係

- (1) 第1項第1号の塗色のうち、かつ色についてはJIS Z8721による標準色票5R4/4若しくは4/6又は5YR4/4若しくは4/6を標準とし、ねずみ色については無彩色中灰色(三属性による表示N5.5からN7.5までの間)とする。
- (2) 第1項第2号イの「高圧ガス」の名称の文字の色は赤色(可燃性ガス以外のガス、水素ガス及びアセチレンガスにあっては白色)、第1項第2号ロのガスの性質を示す文字の「燃」の文字の色は赤色(水素ガス及びアセチレンガスにあっては白色)、「毒」の文字の色は黒色とする。

また、これらの文字の大きさは、内容積が20リットル以上150リットル以下の容器にあっては5センチメートル平方以上、内容積が150リットルを超え1,000リットル以下の容器にあっては7センチメートル平方以上、内容積が1,000リットルを超える容器にあっては10センチメートル平方以上とし、内容積が20リットル未満のものについてはこれに準じて行うものとする。

- (3) 第1項第3号中「氏名等」の表示は以下のとおりとする。
 - ① 液化石油ガスを<u>充塡</u>する容器については、「氏名等」の表示を塗料又ははがれるおそれのないシールにより以下のように行うこととする。

(イ) (略)

(ロ) 文字一つの大きさは、内容積が20リットル未満の容器にあっては2<u>センチメートル平方</u>以上、内容積が20リットル以上150リットル以下の容器にあっては3<u>センチメートル平方</u>以上、内容積150リットルを超え1,000リットル以下の容器にあっては4<u>センチメートル平方</u>以上、1,000リットルを超える容器にあっては、5<u>センチメートル平方</u>以上を標準とし、内容積が150リットル以下の容器にあっては容器の表面積のおおむね4分の1程度にわたって記載するものとする。

「新設]

(<u>1</u>) 第1項第2号イの「高圧ガス」の名称の文字の色は赤色(可燃性ガス以外のガス、水素ガス及びアセチレンガスにあっては白色)、第1項第2号ロのガスの性質を示す文字の「燃」の文字の色は赤色(水素ガス及びアセチレンガスにあっては白色)、「毒」の文字の色は黒色とする。

また、これらの文字の大きさは、内容積が20リットル以上150リットル以下の容器にあっては5 c m^2 以上、内容積が150リットルを超え1,000リットル以下の容器にあっては7 c m^2 以上、内容積が1,000リットルを超える容器にあっては10 c m^2 以上とし、内容積が20リットル未満のものについてはこれに準じて行うものとする。

<u>色のうち、かつ色についてはJIS Z8721による標準色票5R4</u> <u>/4若しくは4/6又は5YR4/4若しくは4/6を標準とし、ねずみ色</u> <u>については無彩色中灰色 (三属性による表示N5.5からN7.5までの間)</u> とする。

- (2) 第1項第3号中「氏名等」の表示は以下のとおりとする。
 - ① 液化石油ガスを<u>充填</u>する容器については、「氏名等」の表示を塗料又 ははがれるおそれのないシールにより以下のように行うこととする。

(イ) (略)

(ロ) 文字一つの大きさは、内容積が20リットル未満の容器にあっては2<u>cm²以上、内容積が20リットル以上150リットル以下の容</u>器にあっては3<u>cm²以上、内容積150リットルを超え1,000リットル以下の容器にあっては4<u>cm²以上、1,000リットルを超える容器にあっては、5cm²以上を標準とし、内容積が150リットル以下の容器にあっては容器の表面積のおおむね4分の1程度にわたって記載するものとする。</u></u>

この場合、原則として内容積が20リットル未満の容器にあっ

この場合、原則として内容積が20リットル未満の容器にあっては横配列、内容積が20リットル以上の容器にあっては縦配列とすることが望ましい。

(ハ)~(木) (略)

② 液化石油ガス以外のガスを充塡する容器については、容器の厚肉部分の見やすい箇所に氏名等の表示を打刻することにより以下のように行うこととする。ただし、打刻することが適当でない容器については、他の薄板に打刻したものを取れないように容器の肩部その他の見やすい箇所に溶接(製造に係る熱処理をする以前にするものに限る。)をし、はんだ付けをし、又はろう付けをしたものをもってこれに代えることができる。

(イ) (略)

(ロ) 文字一つの大きさは、3ミリメートル平方以上とする。

(ハ)・(二) (略)

(4)~(6) (略)

ては横配列、内容積が20リットル以上の容器にあっては縦配列と することが望ましい。

(ハ)~(木) (略)

② 液化石油ガス以外のガスを充塡する容器については、容器の厚肉部分の見やすい箇所に氏名等の表示を打刻することにより以下のように行うこととする。ただし、打刻することが適当でない容器については、他の薄板に打刻したものを取れないように容器の肩部その他の見やすい箇所に溶接(製造に係る熱処理をする以前にするものに限る。)をし、はんだ付けをし、又はろう付けをしたものをもってこれに代えることができる。

(イ) (略)

(ロ) 文字一つの大きさは、3 mm²以上とする。

(ハ)・(二) (略)

(3)~(5) (略)